

公益財団法人安城都市農業振興協会行動計画

令和2年4月1日

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日までの 5年間
2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知（変更等を含む）や情報提供を随時行う。

<対策>

- 令和2年4月～ 制度に関する情報（変更等を含む）を職員及び臨時職員に随時周知していく

公益財団法人安城都市農業振興協会 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2 目標と取組内容

目 標 年次有給休暇取得率を現在の58.3%よりも4%以上向上させる

令和元年度は改修工事、令和2年度はコロナのため休園するなど特殊要因があるため、正規職員は令和元年実績、臨時職員は平成30年度実績を基に算出

年次有給休暇取得率58.3%

取組内容 令和4年4月～ 正規職員は、10日以上の取得を目指す

令和4年4月～ 係毎の臨時職員の取得率62%以上を目指す

令和4年6月～ 係の管理者に取得状況を随時メールで知らせる